

五島市監査委員公表第20号

令和2年9月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおりに通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年6月30日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市教育委員会
教育長 村上富憲

令和2年度例月財務監査結果報告に基づく措置状況について

令和2年12月25日付け2五監第735号による令和2年度例月財務監査の結果に基づく指摘事項について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

記

1 指摘事項

(5) 教職員住宅への教職員等以外の者の入居について

教職員住宅は、五島市立学校に勤務する者（以下「教職員等」という。）を居住させるための建物及び附属施設（行政財産のうちの公用財産）であるところ、休校により教職員等が入居しないものについて、五島市教職員住宅管理規則（平成16年五島市教育委員会規則第12号）第5条第2項の規定により教職員等以外の者を入居させ、同規則別表に定める入居料を徴収して、財産運用収入の歳入科目に収入している。

しかしながら、行政財産である教職員住宅に教職員等以外の者を入居させることは、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可に当たるから、その入居料については、五島市行政財産使用料条例（平成16年五島市条例第81号）第2条に基づき使用料を徴収し、使用料の歳入科目に収入すべきである。

なお、教職員住宅は、公有財産台帳の財産区分が行政財産となっているが、廃校、休校等により教職員等の入居の見込みがない教職員住宅については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号の規定により教育委員会が管理すべき教育財産（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産）としての用途又は目的に沿った使用がなされていないのであるから、実態として普通財産であり、その用途を廃止すべきである。さらに、教育委員会は、普通財産の管理を市長から委任されておらず、その職員は市長の事務を補助執行するともされていないのであるから、地方自治法第238条の2第3項及び五島市有財産管理規則（平成16年五島市規則第49号）第5条の規定に基づき、当該用途を廃止した財産を直ちに市長に引き継がなければならない。

【講じた措置】

[教育委員会事務局総務課]

現状では財政課との協議を踏まえ、五島市教職員住宅管理規則第5条第2項の規定により、目的内での使用との解釈により財産収入の歳入科目で収入しております。

廃校・休校等により教職員の入居の見込みがない教職員住宅については、今後、市長部局と協議し普通財産化を図る予定としています。それまでの間、教育委員会としても、古くなった住宅の計画的な解体や公募による売却により教員住宅数を減らしていく方針としております。昨年度は台風被害により居住が出来なくなった住宅も6棟解体するなど整理縮小に努めております。

また、教職員住宅は経年劣化等により老朽化が進んでおり、修繕は入居者負担という前提で比較的安価な入居料で貸し付けています。入居者自身の費用負担により改修等を行っている現状もありますので今後、普通財産化が図られるまでの間、財産収入扱いしたいと考えております。